

子 発 0627 第 7 号
社 援 発 0627 第 12 号
障 発 0627 第 4 号
老 発 0627 第 4 号
令和 4 年 6 月 27 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

重層的支援体制整備事業の実施について

標記については、令和 3 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 10 号、社援発 0615 第 2 号、障発 0615 第 1 号、老発 0615 第 1 号本職通知の別紙「重層的支援体制整備事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対する周知につき、配慮願いたい。